

# 地域交通運行継続給付金の

## 申請受付を開始します

新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者の減少に伴い大きな影響を受けている地域交通事業者の今後の運行継続を支えるため、給付金を交付します。

令和3年3月23日（火）より申請の受付を開始しました。

### ◆給付金の概要

対象事業者	給付金額
(1) バス事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者	①100万円 ②バス車両1台あたり10万円の加算 (コミュニティバス専用車両を除く) ※①及び②の合計で上限300万円
(2) タクシー事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 (福祉輸送限定事業者を除く)	①100万円(法人)又は20万円(個人) ②タクシー車両1台あたり5万円の加算 (福祉輸送限定車両を除く) ※①及び②の合計で上限300万円
(3) 地域鉄道事業者 ・和歌山電鐵株式会社 ・紀州鉄道株式会社	300万円
(4) フェリー事業者 ・南海フェリー株式会社	300万円

1. 県内に営業所を有する中小企業者又は小規模企業者（個人事業者を含む）に限ります。
2. 令和3年1月31日時点で、県内の営業所に配置する(1)からの(4)に掲げる事業用の車両又は船舶の数が1以上ある事業者が対象です。
3. 複数の事業を営む事業者は、1事業分の金額の給付となります。ただし、車両加算金額については、営むいずれの事業の車両も対象とすることができます。

### ◆申請について

受付期間：令和3年3月23日（火）～令和3年5月31日（月）

申請先：和歌山県 総合交通政策課（〒640-8585 和歌山市小松原通1-1）

※簡易書留などの郵便物の追跡できる方法で郵送してください。

### ◆その他

事業の詳細は、和歌山県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/d00206893.html>

申請書類については、同ホームページからダウンロードできるほか、(公社)和歌山県バス協会、(一社)和歌山県タクシー協会、(一社)和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合にも順次配置する予定です。

